

(令和 5 年第 1 回定例会 6 月会議)

参考資料（議案関係）



議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 固定資産税係
住民税係

1. 議案名

報告第3号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和5年度税制改正に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

地方税法の改正により、条例を改正する必要が生じ、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。

4. 概要

主な改正内容

①改正マンション管理適正化法(令和4年4月1日施行)に基づく、管理計画認定マンション等一定の要件を満たす特定マンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の2/3を軽減するものです。

(施行期日：令和5年4月1日)

②軽自動車での環境性能割について、環境性能に応じた税率適用区分の見直しを行います。また、環境性能割の見直しと併せて電気自動車等の一層の普及促進を図る観点から、電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(グリーン化特例)の適用期限が令和5年3月31日までであったものが令和8年3月31日まで、3年延長されるものです。

(施行期日：令和5年4月1日)

(令和5年第1回定例会6月会議)

【報告第3号 参考資料】

■ 軽自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車	2030 年度燃費基準 75%達成～	上記以外 又は 2020 年度燃費基準未達成
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車	1%	2%

〔改正案〕（令和5～7年度）※令和5年12月末まで既行区分を据置き

税率	対象車 (令和6年1月～) (令和7年4月～)	2030 年度燃費基準 80%達成～	2030 年度燃費基準 80%達成～
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車	1%	2%



(令和 5 年第 1 回定例会 6 月会議)
【報告第 3 号 参考資料】

かつらぎ町税条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町税条例(昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号)	○かつらぎ町税条例(昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号)	(省 略)
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第 46 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式若しくは第 5 号の 15 の 2 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第 46 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式若しくは第 5 号の 15 の 2 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書による納入しなければならない。	(省 略)
(法人の町民税の申告納付) 第 48 条 町民税を申告納付する義務のある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書(第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納定期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出	(法人の町民税の申告納付) 第 48 条 町民税を申告納付する義務のある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書(第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納定期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出	(省 略)

し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2~4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6~16 (略)

(省 略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)
第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該

し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2~4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6~16 (略)

(省 略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)
第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該

	<p>通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長がある場合には、その延長された納期限とし、納付の日までに同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
2	<p>前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長がある場合には、その延長された納期限とし、納付の日までに同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
3・4	(略)

	<p>通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合は、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長がある場合には、その延長された納期限とし、納付の日までに同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
2	<p>前項の場合は、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長がある場合には、その延長された納期限とし、納付の日までに同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
3・4	(略)

(省)
略
(省)
略

(たばこ税の申告納付の手続)
第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免

(たばこ税の申告納付の手続)
第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により

除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(修正申告書を提出した日までに年14.6ペーセント(修正申告書を提出した日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。

(省)

(略)

免除を受けようとするとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとするたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(修正申告書を提出した日までに年14.6ペーセント(修正申告書を提出した日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

(省)

(略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第 101 条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 (略)

(省)

(略)

(省)

(省)

附 則

(省)

(略)

(省)

附 則

(省)

(省)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)
第 8 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるとき

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)
第 101 条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 (略)

(省)

(省)

(省)

(省)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)
第 8 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるとき

を含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(省略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第11条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第11条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)
2 (略)

3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。

4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

る。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める
割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の1とする。

かつらぎ町税条例- 8 -

る。

16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める
割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の1とする。

かつらぎ町税条例- 8 -

26	(略)	
27	法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、0)とする。	(新設)
27	法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
2~11	(略)	第10条の3 (略)
12	法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	(新設)
(1)	納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者には住所及び氏名又は名称)	第10条の3 (略)
(2)	家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積	2~11 (略)
(3)	家屋の建築年月日及び登記年月日	2~11 (略)
(4)	当該工事が完了した年月日	2~11 (略)

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができた理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項の規定による基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) ~ (4) (略)
(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

14 (略)
(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第10条の4 (略)
2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) ~ (4) (略)
(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) (略)
13 (略)
(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第10条の4 (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分

用しない。

3・4 (略)

(省
略)

(省
略)

の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から、令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたとき限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2~4 (略)

(省
略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2 (略)

(省
略)

(省
略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3. 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたと

きに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

きに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対

する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽

- 自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に
- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

ソリン軽自動車が令和4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徵収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徵収に関する第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受けるかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において

は令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徵収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徵収に関する第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において

同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(省 略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)
第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) ~ (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡を

定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(省 略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)
第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) ~ (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡を

した場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項における譲渡所得に係る譲渡長期譲渡所得金額に対して課税所得に係る譲渡所得に係る前条第1項に規定する譲渡所得割に準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなくたるものとみなす。

3 (略)

(省)

略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第 26 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法

した場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項における譲渡所得に係る譲渡長期譲渡所得金額に対して課税所得に係る譲渡所得に係る前条第1項に規定する譲渡所得割に準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなくたるものとみなす。

3 (略)

(省)

略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第 26 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」といふ。(第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法

第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

議案参考資料 (令和5年第1回定例会6月会議)	担当課（室）係 税務課 固定資産税係
1. 議案名 報告第4号 かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	
2. 背景・経過 令和5年度税制改正における地方税法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。	
3. 趣旨・目的 地方税法の改正により、条例を改正する必要が生じ、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。	
4. 概要 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ・改正マンション管理適正化法(令和4年4月1日施行)に基づく、管理計画認定マンション等一定の要件を満たす特定マンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の2/3を軽減するものです。 <p>(施行期日：令和5年4月1日)</p>	

(令和5年第1回定例会6月会議)
【報告第4号 参考資料】

かつらぎ町都市計画税条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前
○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）		○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）
（本 則 省 略）		（本 則 省 略）
附 則	附 則	附 則
1 （略）	1 （略）	1 （略）
（法附則第15条第14項の条例で定める割合）	（法附則第15条第15項の条例で定める割合）	（法附則第15条第15項の条例で定める割合）
2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。	2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。	2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
（法附則第15条第32項の条例で定める割合）	（法附則第15条第33項の条例で定める割合）	（法附則第15条第33項の条例で定める割合）
3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
（法附則第15条第33項の条例で定める割合）	（法附則第15条第34項の条例で定める割合）	（法附則第15条第34項の条例で定める割合）
4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
（法附則第15条第38項の条例で定める割合）	（法附則第15条第39項の条例で定める割合）	（法附則第15条第39項の条例で定める割合）
5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
（法附則第15条第43項の条例で定める割合）	（法附則第15条第44項の条例で定める割合）	（法附則第15条第44項の条例で定める割合）
6 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

改 正 後		改 正 前	
7~13 (略)	(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)	7~13 (略)	(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)
14~16 (略)		14~16 (略)	
17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	17 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。		

議案参考資料

担当課（室）係

（令和5年第1回定例会6月会議）

税務課 住民税係

1. 議案名

報告第5号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和5年度税制改正における地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

地方税法施行令等の改正により、条例を改正する必要が生じ、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。

4. 概要

項目	改正後	改正前
1. 後期高齢者支援金等課税限度額の引き上げ (第2条及び第23条関係)	22万円	20万円
2. 低所得者に対する軽減措置の拡充 5割軽減について国民健康保険税軽減判定 所得の基準	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1) + (\text{被保険者数} \times 29\text{万円})$	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1) + (\text{被保険者数} \times 28.5\text{万円})$
2割軽減について国民健康保険税軽減判定 所得の基準 (第23条関係)	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1) + (\text{被保険者数} \times 53.5\text{万円})$	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1) + (\text{被保険者数} \times 52\text{万円})$

※施行期日 令和5年4月1日

(令和5年第1回定例会 6月会議)
【報告第5号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町国民健康保険条例 (平成9年かつらぎ町条例第33号)	○かつらぎ町国民健康保険条例 (平成9年かつらぎ町条例第33号)
(省) (課税額) 第2条 (略) 2 (略)	(省) (課税額) 第2条 (略) 2 (略)
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が220,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、220,000円とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が200,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、200,000円とする。
4 (略)	4 (略)
(省) (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 (略) 2~8 (略)	(省) (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 (略) 2~8 (略)
9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2	9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2

改正後

第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下この項、第23条の2及び第24条の2第1項において同じ。)となつた場合には、当該特例対象被保険者等とみなして算定した日を第1項の賦課期日とみなして算定した第2条第1項の額を当該特例対象被保険者等とみなして算定した当該世帯に属する特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(省)
略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じ

改正前

第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下この項、第23条の2及び第24条の2ににおいて同じ。)となつた場合には、当該特例対象被保険者等とみなして算定した日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該特例対象被保険者等とみなして算定した当該世帯に属する特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(省)
略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じ

改 正 後	改 正 前
<p>た数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アヘカ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アヘカ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>た数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アヘカ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>520,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アヘカ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(省 略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>(省 略)</p>

改 正 後	改 正 前
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条第3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」であるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式</p>	<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条第3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」であるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2 第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2 第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用について、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2 第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用について、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2 第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引</p>

改 正 後	改 正 前
に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
10 ~ 11 (略)	(約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用につ
10 ~ 11 (略)	(約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用につ

改 正 後

改 正 前

いっては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」であるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は山林所得金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」である。」と、第23条第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

用については、第3条第1項中「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」であるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は山林所得金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とする。

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額」とする。

改 正 後	改 正 前
<p>のは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14～15 (略)</p>	<p>とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14～15 (略)</p>

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 固定資産税係

1. 議案名

議案第46号 かつらぎ町固定資産評価員の選任について

2. 背景・経過

令和元年12月11日に選任された西畠隆央固定資産評価員が辞任するため、新たに選任するものです。

3. 趣旨・目的

地方税法第404条1項の規定により選任される固定資産評価員の西畠隆央評価員が辞任の意向であるため、新たに評価員を選任する必要があり、議会の同意を求めるものです。

4. 概要

①目的

固定資産評価員は地方税法第404条第1項において、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため設置することとされています。また、地方公務員法第3条第3項第1号において、議会の同意を必要とする固定資産評価員は特別職に位置付けられております。

②定数

かつらぎ町税条例第76条において、評価員の定数は1人となっております。

③評価員となりうる資格要件

地方税法第404条第2項において、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て選任するものです。

④評価員となることができない者

地方税法第407条による、固定資産評価員の欠格事項は以下のとおりです。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから二年を経過しない者
- ・国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者

(令和5年第1回定例会 6月会議)

【議案第46号 参考資料】

かつらぎ町固定資産評価員候補者略歴

(固定資産評価員となりうる資格要件)

固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者

氏 名 和田 光人

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

産業観光課 農業振興係

1. 議案名

議案第47号～第59号 かつらぎ町農業委員会委員の任命について

2. 背景・経過

令和2年7月20日任命された農業委員会委員が、令和5年7月19日任期満了します。

3. 趣旨・目的

現委員が任期満了のため、新たな委員の任命にあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会に同意を求めるものです。

4. 概要

①農業委員会委員候補者 13名

②農業委員会委員になりうる者の資格要件

・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

③農業委員会委員となることができない者

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

④委員の構成

・認定農業者等（認定農業者又は農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者など）が過半数を占めること。（13名中7名）

・農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること。

（13名中1名）

⑤選定経過

・募集期間 令和5年2月3日から令和5年3月15日

・周知方法 募集チラシを全戸配布（2月広報、1月27日）

町HPに掲載（2月3日）

区長会へ推薦依頼（2月7日）

(令和5年第1回定例会 6月会議)

【議案第47号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 まつ しろ よし ゆき
松 下 善 行

生 年 月 日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和5年第1回定例会 6月会議)

【議案第48号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏名 田中 章員

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住所

職業

認定農業者等

略歴

(令和5年第1回定例会6月会議)
【議案第49号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 中岡 新 悅

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住所

職業

認定農業者等

略歴

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第50号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項についてその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 尾 にし 西 利 文

生 年 月 日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第51号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 これ よし ふみ お 雄

生 年 月 日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和5年第1回定例会 6月会議)

【議案第52号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項についてその職務を適切に行うことができる者。

氏名 にし おか きよし
西岡 清

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住所

職業

認定農業者等

略歴

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第53号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏名 木村 恵一

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住所

職業

認定農業者等

略歴

(令和5年第1回定例会 6月会議)

【議案第54号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏名 守岡康之

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住所

職業

認定農業者等

略歴

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第55号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏名 里神 賢幸

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住所

職業

認定農業者等

略歴

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第56号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 平 岡 昌 高

生 年 月 日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第57号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 しろ むかい まさる
城 向 勝

生 年 月 日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第58号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏名 結城龍吾

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住所

職業

認定農業者等

略歴

(令和 5 年第 1 回定例会 6 月会議)

【議案第 59 号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員会委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 まつ しら きょう こ

生 年 月 日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

1. 議案名

議案第60号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和5年度税制改正に伴う地方税法等の改正等により、所要の改正を行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

地方税法等の改正等によりかつらぎ町税条例の一部を改正する条例を制定し、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

主な改正内容

①森林環境税の導入に伴う改正

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等の施行、及び地方税法等の改正に伴い、森林環境税の賦課徴収方法等の規定について改正するものです。

(施行期日：令和6年1月1日)

②軽自動車税関連での改正

燃費・排ガス試験不正により当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発防止策として、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行10%)が35%に引き上げられるものです。

(施行期日：令和6年1月1日)

(令和 5 年第 1 回定例会 6 月会議)
【議案第 60 号 参考資料】

かつらぎ町税条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町税条例(昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号)	○かつらぎ町税条例(昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号)	○かつらぎ町税条例(昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号)
(省)	(省)	(省)
(職権による換価の猶予の手続等)	(職権による換価の猶予の手続等)	(職権による換価の猶予の手続等)
第 11 条 (略)	第 11 条 (略)	第 11 条 (略)
2 第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。	2 第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。	2 第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
3~4 (略)	3~4 (略)	3~4 (略)
(申請による換価の猶予の申請手続等)	(申請による換価の申請手続等)	(申請による換価の申請手続等)
第 12 条 (略)	第 12 条 (略)	第 12 条 (略)
2~3 (略)	2~3 (略)	2~3 (略)
4 第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。	4 第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。	4 第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
5~9 (略)		5~9 (略)

(省) 略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、
第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納定期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5
、第47条の4第1項、第53条の7、第67条、第83条第

(省) 略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、
第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項、第149条又は第161条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納定期限(納定期限の延長のあったときは、その延長された納定期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5
、第47条の4第1項、第53条の7、第67条、第83条第

2項、第102条第2項、第105条又は第145条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2)～(6) (略)

(省 略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めることにより、同項の納税義務者に對しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができた金額とみなして、前項の規定を適用す

2項、第102条第2項、第105条又は第149条又は第161条の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2)～(6) (略)

(省 略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めることにより、同項の納税義務者に對しその控除することができなかつた金額を還付し、又は

当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充當し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができた金額とみなして、前項の規定を適用す

る。

(省)

(略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 (略)

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与支払者で町内に住所を有するものは、その年の中途中において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるとところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途中において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるとところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

る。

(省)

(略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 (略)

(新設)

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与支払者で町内に住所を有するものは、その年の中途中において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるとところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

かつらぎ町税条例- 4 -

申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるもの)をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(省略)

(個人の町民税の徴収の方法等)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条のかつらぎ町税条例-5-

た申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるもの)をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(省略)

(個人の町民税の徴収の方法)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条のかつらぎ町税条例-5-

- の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。
- 2 (略)
- 3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(省)
略

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(個人の町民税の納期前の納付)

第42条 個人の町民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期にかかる納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(省)
略

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(個人の町民税の納期前の納付)

第42条 個人の町民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期にかかる納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(省)

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第 44 条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徵収の方法により徵収することが著しく困難であると認めらるるもの)を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徵収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。)の合算額を特別徵収の方法により徵

吸する。

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することになった後において、当該給与所得者について給与所得以外

かつらぎ町税条例-7-

(省)

四

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)
第 44 条 個人の町民税の納稅義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納稅義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徵収

(1) ~ (2) (略)
前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外

の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるとときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

(略)

4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者にて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)は、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するもの

(略)

58

の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるとときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

(略)

5 紳税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者にて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するもの

とする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるとときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納稅義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納稅義務者からの申出があつた場合及び当該納稅義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるとき限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされたこととなつたときは、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

とする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると町長が認めるとときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によつて個人の町民税を徴収される納稅義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納稅義務者からの申出があつた場合及び当該納稅義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるとき限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされたこととなつたときは、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。

(省)

(略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)
第47条 個人の町民税の納稅者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には_____、

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)
第47条 個人の町民税の納稅者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においでは、
かつらぎ町税条例- 9 -

特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合は、当該過納又は誤納に係る税額は、徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2第1項第2号に規定する町徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該町徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第47条の2個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年内において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日ににおいて老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものによる徴収する)が著しく困難であると認められるものによる徴収する

特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合は、当該過納又は誤納に係る税額は、徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第47条の2個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年内において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日ににおいて老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収する)が著しく困難であると認められるものによる徴収する

として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

のとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(省 略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入
れ)

第 47 条の 6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの場合を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入れた年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超過する場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得に係る徴収金額又は、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条があるときは、当該特別徴収対象年金所得に係る徴収

(省 略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入
れ)

第 47 条の 6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの場合を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入れた年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超過する場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得に係る徴収金額又は、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条があるときは、当該特別徴収対象年金所得に係る徴収

かつらぎ町税条例- 12 -

の2第1項第2号に規定する町徴収金關係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができまするものとし、当該町徴収金關係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(省 略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を町長により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(省 略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物

かつらぎ町税条例- 13 -

特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(省 略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(省 略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物

の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条の区分部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定による共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法人が同日前に登記第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3~8 (略)

(省)
略

第56条 (1) (略)
(2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
(3) ~ (6) (略)

の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条の区分部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定による共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法人が同日前に登記第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3~8 (略)

(省)
略

第56条 (1) (略)
(2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
(3) ~ (6) (略)

	(省略)	(省略)
	(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)	(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)
第63条の2	(略)	(略)
2	前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。	2 前項の申出書には、当該申出が当該所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。
	(省略)	(省略)
	(固定資産税の納期)	(固定資産税の納期)
第67条	(略)	(略)
4	第1項の規定により徴収する固定資産税額(次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が4,000円未満の金額であるものについては、前3項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する1の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。ただし、第2項の規定による場合にあっては、「4,000円未満」とあるのは「7,000円未満」と読み替えるものとする。	4 第1項の規定により徴収する固定資産税額(次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が4,000円未満の金額であるものについては、前3項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する1の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。ただし、第2項の規定による場合にあっては、「4,000円未満」とあるのは「7,000円未満」と読み替えるものとする。
5	(略)	(省略)

(固定資産税の減免)

第 71 条 町長は、次の各号のいづれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) ~ (4) (略)

2~3 (略)

(省)

(被災住宅用地の申告)

第 74 条の 2 (略)

2 法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(省)

(固定資産税の減免)

第 71 条 町長は、次の各号の1に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) ~ (4) (略)

2~3 (略)

(省)

(被災住宅用地の申告)

第 74 条の 2 (略)

2 法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(省)

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のものが 0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2) ~ (3) (略)

(省)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 90 条 (略)

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに町長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身

かつらぎ町税条例- 17 -

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のものが 0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの

を除く。)

で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2) ~ (3) (略)

(省)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 90 条 (略)

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに町長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身

かつらぎ町税条例- 17 -

体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)(略)

3～4(略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条(略)

2(略)

3第80条の2の規定の適用を受ける原動機付自転車の所有者は、その商品である原動機付自転車の試乗(回送を含む。)をする場合においては、当該原動機付自転車に町の交付す

かつらぎ町税条例-18-

障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)(略)

3～4(略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条(略)

2(略)

3第80条の3の規定の適用を受ける原動機付自転車の所有者は、その商品である原動機付自転車の試乗(回送を含む。)をする場合においては、当該原動機付自転車に町の交付す

る標識を付着しなければならない。

4 町長は、前3項の規定により標識を交付する場合において
は、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あ
わせてその旨を記載した証明書を交付するものとする。

(略)

6 第1項、第2項又は第3項の規定により交付を受けた標識
は、次項の規定により返納するまでの間は、町長の指示に
従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車
体の見易い箇所に常に取り付けていなければならぬ。
7 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後におい
て当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車
等の所有者等でなくなった者は、町長に対し、第87条第3
項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識
及び証明書を返納しなければならない。

8 第2項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当
該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町
内に所在しないことなどなったとき、当該原動機付自転車又
は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないことなどなっ
たとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対し
て種別割が課されることなどなったときは、その事由が発生
した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書
を返納しなければならない。

9 第1項、第2項又は第3項の標識の交付を受けた者は、そ
の標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、
直ちにその旨を町長に届け出で、その再交付を受けなけれ

る標識を付着しなければならない。

4 町長は、第2項の規定により標識を交付する場合において
は、その標識を表示する標識番号を指定するとともに、あ
わせてその旨を記載した証明書を交付するものとする。

(略)

6 第1項及び第2項の規定により交付を受けた標識

は、次項の規定により返納するまでの間は、町長の指示に
従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車
体の見易い箇所に常に取り付けていなければならぬ。

7 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後におい
て当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車
等の所有者等でなくなった者は、町長に対し、第87条第3
項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識
及び証明書を返納しなければならない。

8 第2項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当
該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町
内に所在しないことなどなったとき、当該原動機付自転車又
は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないことなどなっ
たとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対し
て種別割が課されることなどなったときは、その事由が発生
した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書
を返納しなければならない。

9 第1項、第2項及び第3項の標識の交付を受けた者は、そ
の標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、
直ちにその旨を町長に届け出で、その再交付を受けなけれ

ばならない。

10 第1項、第2項又は第3項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用をしてはならない。

(省)

(特別土地保有税の納税管理人)

第132条 特別土地保有税の納税義務者は、町内に住所、屋敷、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合には、町の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税にに関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日経過した日とする。

2 (略)

(省)

ばならない。

10 第1項、第2項及び第3項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用をしてはならない。

(省) 略

(特別土地保有税の納税管理人)

第132条 特別土地保有税の納税義務者は、町内に住所、屋敷、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合には、町の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税にに関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日経過した日とする。

2 (略)

(省) 略

附 則

(省 略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 (略)

2~3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 3 の割合を乗じて計算した金額とする。

(省 略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 8 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円	4,600 円
第 2 号ア(ウ)(i)	6,900 円	8,200 円	8,200 円

(省 略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 (略)

2~3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 1 の割合を乗じて計算した金額とする。

(省 略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 8 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円	4,600 円
第 2 号ア(ウ)(i)	6,900 円	8,200 円	8,200 円

第2号ア(イ)(ii)	10,800円	12,900円		
	3,800円	4,500円	第2号ア(イ)(ii)	10,800円
5,000円	6,000円		3,800円	4,500円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 2～8 （略）

16 条の 2 (略)

2 (略)

前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額とする。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額とする。

(省略)	(省略)	(省略)
(一般株式等に係る譲渡所得等による個人の町民税の課税の特例)	第19条 (略)	第19条 (略)
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。	2 (1) ~ (3) (略)	2 (1) ~ (3) (略)
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。	第19条 (略)	第19条 (略)

かつらぎ町税条例 - 22 -

(省略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の
課税の特例)

第 20 条の 2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項(外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」といふ。)に対し、特例適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2~5 (略)

(特例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
第 20 条の 3 (略)

(省略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の
課税の特例)

第 20 条の 2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」といふ。)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等又は外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項(外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」といふ。)に対し、特例適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2~5 (略)

(特例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
第 20 条の 3 (略)

かつらぎ町税条例- 23 -

2 (1) ~ (2) (略)
(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林
所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則
第 20 条の 3 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、
「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所
得金額若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所
得金額若しくは山林所得金額等の額」である。
税法及び地方税法の特例等に伴う所得税法、法人
税法及び地方税法の特例等に実施する法律(昭和 44 年法律
第 46 号)第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利
子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係
る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等
に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特
定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) (略)
3~6 (略)

(省略)

2 (1) ~ (2) (略)

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林
所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則
第 20 条の 3 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、
「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所
得金額若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所
得金額若しくは山林所得金額等の額」である。
税法及び地方税法の特例等に伴う所得税法、法人
税法及び地方税法の特例等に実施する法律(昭和 44 年法律
第 46 号)第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利
子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係
る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等
に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特
定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) (略)
3~6 (略)

(省略)

議案参考資料

担当課（室）係

税務課 住民税係

(令和5年第1回定例会6月会議)

1. 議案名

議案第61号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

国民健康保険税の税率については、構成されている所得割・資産割・均等割・平等割の基礎となる総所得額・総固定資産税額・被保険者数・国保加入世帯数が毎年変わっていきながら、予算に見合った適正な税額を確保するために毎年改正しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免措置を実施した場合には、納期限が令和5年3月31日までの分について国費による財政支援が行われていましたが、令和4年度以前の保険税で納期限が令和5年4月以降のものについても財政支援が行われます。

3. 趣旨・目的

国民健康保険税の賦課税率の改正を行うため、及び令和4年度以前の保険税で、令和5年4月以降に納期限が定められているものを減免対象に加えるため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

①賦課税率の改正

○税率について

	(令和4年度)	(令和5年度)
基礎分 所得割	7. 4295%	8. 0213%
基礎分 資産割	19. 862%	10. 0425%
基礎分 均等割	27, 060円	27, 600円
基礎分 平等割	20, 910円	21, 010円
支援分 所得割	2. 2967%	2. 8659%
支援分 資産割	6. 129%	3. 556%
支援分 均等割	8, 365円	9, 800円
支援分 平等割	6, 465円	7, 460円
介護分 所得割	2. 0385%	2. 5175%
介護分 資産割	7. 3152%	4. 006%
介護分 均等割	8, 700円	10, 180円
介護分 平等割	4, 815円	5, 505円

(施行期日：公布の日)

②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者の減免申請期間の延長

○減免措置の対象となる保険税

・令和4年度以前の国民健康保険税であって、納期限が令和5年4月以降に設定されたものについては、現在の規定では減免対象とならないため減免の対象とします。

(施行期日：公布の日)

(適用期日：令和5年4月1日)

(令和5年第1回定例会6月会議)
【議案第61号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険税条例の主な改正内容(税率等改正)

表1

税 率	4年度(改正前)	5年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	所得割	7.4295 %	8.0213 %	0.5918 pt
	資産割	19.8620 %	10.0425 %	△ 9.8195 pt
	均等割	27,060 円	27,600 円	540 円
	(未就学児)	13,530 円	13,800 円	270 円
	平等割	20,910 円	21,010 円	100 円
	(特定)	10,455 円	10,505 円	50 円
支援分	(特定継続)	15,682 円	15,757 円	75 円
	所得割	2.2967 %	2.8659 %	0.5692 pt
	資産割	6.129 %	3.556 %	△ 2.573 pt
	均等割	8,365 円	9,800 円	1,435 円
	(未就学児)	4,182	4,900 円	718 円
	平等割	6,465 円	7,460 円	995 円
介護分	(特定)	3,232 円	3,730 円	498 円
	(特定継続)	4,848 円	5,595 円	747 円
	所得割	2.0385 %	2.5175 %	0.479 pt
	資産割	7.3152 %	4.0060 %	△ 3.3092 pt
均等割	均等割	8,700 円	10,180 円	1,480 円
	平等割	4,815 円	5,505 円	690 円

表2【7割軽減】

軽 減	4年度(改正前)	5年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	18,942 円	19,320 円	378 円
	(未就学児)	23,001 円	23,460 円	459 円
	平等割	14,637 円	14,707 円	70 円
	(特定)	7,319 円	7,354 円	35 円
	(特定継続)	10,978 円	11,030 円	52 円
	均等割	5,856 円	6,860 円	1,004 円
支援分	(未就学児)	7,111 円	8,330 円	1,219 円
	平等割	4,526 円	5,222 円	696 円
	(特定)	2,263 円	2,611 円	348 円
	(特定継続)	3,394 円	3,917 円	523 円
介護分	均等割	6,090 円	7,126 円	1,036 円
	平等割	3,371 円	3,854 円	483 円

表3【5割軽減】

軽 減	4年度(改正前)	5年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	13,530 円	13,800 円	270 円
	(未就学児)	20,295 円	20,700 円	405 円
	平等割	10,455 円	10,505 円	50 円
	(特定)	5,228 円	5,253 円	25 円
	(特定継続)	7,841 円	7,879 円	38 円
	均等割	4,183 円	4,900 円	717 円
支援分	(未就学児)	6,274 円	7,350 円	1,076 円
	平等割	3,233 円	3,730 円	497 円
	(特定)	1,616 円	1,865 円	249 円
	(特定継続)	2,424 円	2,798 円	374 円
介護分	均等割	4,350 円	5,090 円	740 円
	平等割	2,408 円	2,753 円	345 円

表4【2割軽減】

軽 減	4年度(改正前)	5年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	5,412 円	5,520 円	108 円
	(未就学児)	16,236 円	16,560 円	324 円
	平等割	4,182 円	4,202 円	20 円
	(特定)	2,091 円	2,101 円	10 円
	(特定継続)	3,137 円	3,152 円	15 円
	均等割	1,673 円	1,960 円	287 円
支援分	(未就学児)	5,019 円	5,880 円	861 円
	平等割	1,293 円	1,492 円	199 円
	(特定)	647 円	746 円	99 円
	(特定継続)	970 円	1,119 円	149 円
	均等割	1,740 円	2,036 円	296 円
介護分	平等割	963 円	1,101 円	138 円

(令和5年第1回定例会 6月会議)
【議案第61号 参考資料】

一人当たりの税額 金額単位：円

	令和4年度	令和5年度
基礎分	79,600	80,000
支援分	24,600	28,400
介護分	25,600	29,500

税率算定基礎数値

【基礎分・支援分】

金額単位：円

区分	令和4年度	令和5年度	増減数値	増減率(%)
所得額	3,344,563,129	3,134,385,401	▲210,177,728	▲6.3%
資産税額	112,521,099	106,215,434	▲6,305,665	▲5.6%
被保険者数	4,678	4,445	▲233	▲5.0%
世帯数	2,811	2,688	▲123	▲4.4%
特定世帯数	252	272	20	7.9%
特定継続世帯数	55	52	▲3	▲5.5%

【介護分】

金額単位：円

区分	令和4年度	令和5年度	増減数値	増減率(%)
所得額	1,154,496,203	1,129,564,595	▲24,931,608	▲2.2%
資産税額	30,892,433	31,256,227	363,794	1.2%
被保険者数	1,470	1,414	▲56	▲3.8%
世帯数	1,173	1,136	▲37	▲3.2%

賦課割合

単位：%

	～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～
所得割	40	42.5	45	47.5	50
資産割	12	9	6	3	0
均等割	33	33.5	34	34.5	35
平等割	15	15	15	15	15

未就学児減免

	令和 4 年度	令和 5 年度
減免世帯数(世帯)	64	73
減免人数(人)	86	103
減免額(円)	834,273	1,160,503

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免実績

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
減免世帯数(世帯)	14	17	7	3
減免額(円)	211,300	2,603,900	571,500	257,300

國民健康保険税額試算表①

4人世帯(夫婦40歳~64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入4,000,000円(所得2,760,000円)、固定資産税0円の場合(標準世帯:固定資産なし)

区分	令和4年度				令和5年度				比較 税額	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額		
基礎分	所得割	2,330,000	45.0%	7.4295%	173,107	2,330,000	47.5%	8.0213%	186,896	13,789
	資産割	0	6.0%	19.8620%	0	0	3.0%	10.0425%	0	0
	均等割	4人	34.0%	27,060	108,240	4人	34.5%	27,600	110,400	2,160
	平等割	1世帯	15.0%	20,910	20,910	1世帯	15.0%	21,010	21,010	100
	軽減額				0				0	0
支援分	差引賦課額				302,200	差引賦課額				16,100
	所得割	2,330,000	45.0%	2.2967%	53,513	2,330,000	47.5%	2.8659%	66,775	13,262
	資産割	0	6.0%	6.1290%	0	0	3.0%	3.5560%	0	0
	均等割	4人	34.0%	8,365	33,460	4人	34.5%	9,800	39,200	5,740
	平等割	1世帯	15.0%	6,465	6,465	1世帯	15.0%	7,460	7,460	995
介護分	軽減額				0				0	0
	差引賦課額				93,400	差引賦課額				20,000
	所得割	2,330,000	45.0%	2.0385%	47,497	2,330,000	47.5%	2.5175%	58,657	11,160
	資産割	0	6.0%	7.3152%	0	0	3.0%	4.0060%	0	0
	均等割	2人	34.0%	8,700	17,400	2人	34.5%	10,180	20,360	2,960
	平等割	1世帯	15.0%	4,815	4,815	1世帯	15.0%	5,505	5,505	690
	軽減額				0				0	0
	差引賦課額				69,700	差引賦課額				14,800
	賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				465,300	賦課額合計				516,200
										50,900
令和5年度 基礎分+支援分 431,700										

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ②

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入4,000,000円(所得2,760,000円)、固定資産税100,000円の場合(標準世帯:固定資産あり)

区分	令和4年度				令和5年度				比較 税額						
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額							
基礎分	所得割	2,330,000	45.0%	7,4295%	173,107	2,330,000	47.5%	8,0213%	186,896	13,789					
	資産割	100,000	6.0%	19.8620%	19,862	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	-9,820					
	均等割	4 人	34.0%	27,060	108,240	4 人	34.5%	27,600	110,400	2,160					
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100					
	軽減額			0					0	0					
			差引賦課額		322,100			差引賦課額		328,300	6,200				
支援分	所得割	2,330,000	45.0%	2.2967%	53,513	2,330,000	47.5%	2.8659%	66,775	13,262					
	資産割	100,000	6.0%	6.1290%	6129	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	-2,573					
	均等割	4 人	34.0%	8,365	33,460	4 人	34.5%	9,800	39,200	5,740					
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995					
	軽減額			0					0	0					
			差引賦課額		99,500			差引賦課額		116,900	17,400				
介護分	所得割	2,330,000	45.0%	2.0385%	47,497	2,330,000	47.5%	2.5175%	58,657	11,160					
	資産割	100,000	6.0%	7.3152%	7,315	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	-3,309					
	均等割	2 人	34.0%	8,700	17,400	2 人	34.5%	10,180	20,360	2,960					
	平等割	1 世帯	15.0%	4,815	4,815	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	690					
	軽減額			0					0	0					
			差引賦課額		77,000			差引賦課額		88,500	11,500				
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					498,600			賦課額合計		533,700	35,100				
										令和5年度 基礎分+支援分 445,200					

國民健康保険税額試算表③

4人世帯(夫婦40歳~64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入2,000,000円(所得1,320,000円)、固定資産税100,000円の場合(標準世帯:固定資産あり)(5割軽減)

区分	令和4年度				令和5年度				比較 税額		
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額			
基礎分	所得割	890,000	45.0%	7.4295%	66,122	890,000	47.5%	8.0213%	71,389	5,267	
	資産割	100,000	6.0%	19.8620%	19,862	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	-9,820	
	均等割	4 人	34.0%	27,060	108,240	4 人	34.5%	27,600	110,400	2,160	
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100	
	軽減額				-64,575				-65,705	0	
支援分					差引賦課額	150,500			差引賦課額	147,100	-3,400
	所得割	890,000	45.0%	2.2967%	20,440	890,000	47.5%	2.8659%	25,506	5,066	
	資産割	100,000	6.0%	6.1290%	6129	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	-2,573	
	均等割	4 人	34.0%	8,365	33,460	4 人	34.5%	9,800	39,200	5,740	
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995	
	軽減額				-19,963				-23,330	0	
介護分					差引賦課額	46,500			差引賦課額	52,300	5,800
	所得割	890,000	45.0%	2.0385%	18,142	890,000	47.5%	2.5175%	22,405	4,263	
	資産割	100,000	6.0%	7.3152%	7,315	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	-3,309	
	均等割	2 人	34.0%	8,700	17,400	2 人	34.5%	10,180	20,360	2,960	
	平等割	1 世帯	15.0%	4,815	4,815	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	690	
	軽減額				-11,108				-12,933	-1,825	
					差引賦課額	36,500			差引賦課額	39,300	2,800
	賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				233,500				賦課額合計	238,700	5,200
										令和5年度 基礎分+支援分 199,400	

国 民 健 康 保 險 税 額 試 算 表 ④

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で所得0円、固定資産税100,000円の場合(7割軽減)										
区分	令和4年度				令和5年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額		
基礎分	所得割	0	45.0%	7,4295%	0	0	47.5%	8,0213%	0	0
	資産割	100,000	6.0%	19,8620%	19,862	100,000	3.0%	10,0425%	10,042	-9,820
	均等割	2 人	34.0%	27,060	54,120	2 人	34.5%	27,600	55,200	1,080
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100
	軽減額				-52,521				-53,347	0
					差引賦課額	42,300		差引賦課額	32,900	-9,400
支援分	所得割	0	45.0%	2.2967%	0	0	47.5%	2.8659%	0	0
	資産割	100,000	6.0%	6,1290%	6129	100,000	3.0%	3,5560%	3,556	-2,573
	均等割	2 人	34.0%	8,365	16,730	2 人	34.5%	9,800	19,600	2,870
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995
	軽減額				-16,237				-18,942	0
					差引賦課額	13,000		差引賦課額	11,600	-1,400
介護分	所得割	0	45.0%	2.0385%	0	0	47.5%	2.5175%	0	0
	資産割	100,000	6.0%	7,3152%	7,315	100,000	3.0%	4,0060%	4,006	-3,309
	均等割	2 人	34.0%	8,700	17,400	2 人	34.5%	10,180	20,360	2,960
	平等割	1 世帯	15.0%	4,815	4,815	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	690
	軽減額				-15,551				-18,106	-2,555
					差引賦課額	13,900		差引賦課額	11,700	-2,200
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					69,200			賦課額合計	56,200	-13,000
										令和5年度 基礎分+支援分 44,500

國 民 健 康 保 險 稅 額 試 算 表 ⑤

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で事業所得575,000円、固定資産税100,000円の場合(5割軽減)										
区分	令和4年度				令和5年度				比較 税額	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額		
基礎分	所得割	145,000	45.0%	7,4295%	10,772	145,000	47.5%	8,0213%	11,630	858
	資産割	100,000	6.0%	19.8620%	19,862	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	-9,820
	均等割	2 人	34.0%	27,060	54,120	2 人	34.5%	27,600	55,200	1,080
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100
	軽減額				-37,515				-38,105	0
					差引賦課額	68,100		差引賦課額	59,700	-8,400
支援分	所得割	145,000	45.0%	2.2967%	3,330	145,000	47.5%	2.8659%	4,155	825
	資産割	100,000	6.0%	6.1290%	6129	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	-2,573
	均等割	2 人	34.0%	8,365	16,730	2 人	34.5%	9,800	19,600	2,870
	平等割	1 世帯	15.0%	6,485	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995
	軽減額				-11,598				-13,530	0
					差引賦課額	21,000		差引賦課額	21,200	200
介護分	所得割	145,000	45.0%	2.0385%	2,955	145,000	47.5%	2.5175%	3,650	695
	資産割	100,000	6.0%	7.3152%	7,315	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	-3,309
	均等割	2 人	34.0%	8,700	17,400	2 人	34.5%	10,180	20,360	2,960
	平等割	1 世帯	15.0%	4,815	4,815	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	690
	軽減額				-11,108				-12,933	-1,825
					差引賦課額	21,300		差引賦課額	20,500	-800
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					110,400			賦課額合計	101,400	-9,000

國民健康保険税額試算表 ⑥

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で事業所得1,030,000円、固定資産税100,000円の場合(2割軽減)											
区分	令和4年度				令和5年度				比較		
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額			
基礎分	所得割	600,000	45.0%	7,4295%	44,577	600,000	47.5%	8,0213%	48,127	3,550	
	資産割	100,000	6.0%	19.8620%	19,862	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	-9,820	
	均等割	2人	34.0%	27,060	54,120	2人	34.5%	27,600	55,200	1,080	
	平等割	1世帯	15.0%	20,910	20,910	1世帯	15.0%	21,010	21,010	100	
	軽減額				-15,006				-15,242	0	
支援分					差引賦課額	124,400			差引賦課額	119,100	-5,300
	所得割	600,000	45.0%	2.2967%	13,780	600,000	47.5%	2.8659%	17,195	3,415	
	資産割	100,000	6.0%	6.1290%	6129	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	-2,573	
	均等割	2人	34.0%	8,365	16,730	2人	34.5%	9,800	19,600	2,870	
	平等割	1世帯	15.0%	6,465	6,465	1世帯	15.0%	7,460	7,460	995	
	軽減額				-4,639				-5,412	0	
介護分					差引賦課額	38,400			差引賦課額	42,300	3,900
	所得割	600,000	45.0%	2.0385%	12,231	600,000	47.5%	2.5175%	15,105	2,874	
	資産割	100,000	6.0%	7.3152%	7,315	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	-3,309	
	均等割	2人	34.0%	8,700	17,400	2人	34.5%	10,180	20,360	2,960	
	平等割	1世帯	15.0%	4,815	4,815	1世帯	15.0%	5,505	5,505	690	
	軽減額				-4,443				-5,173	-730	
					差引賦課額	37,300			差引賦課額	39,800	2,500
	賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				200,100				賦課額合計	201,200	1,100
										令和5年度 基礎分+支援分 161,400	

國民健康保険税額試算表 ⑦

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で事業所得1,280,000円、固定資産税80,000円の場合
(町の平均的な世帯(全世帯の平均)) ※世帯主、所得、固定資産税が夫の場合(2割軽減)

区分	令和4年度				令和5年度				比較 税額
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	
基礎分	所得割	850,000	45.0%	7,4295%	63,150	850,000	47.5%	8,0213%	68,181 5,031
	資産割	40,000	6.0%	19.8620%	7,944	40,000	3.0%	10.0425%	4,017 -3,927
	均等割	2 人	34.0%	27,060	54,120	2 人	34.5%	27,600	55,200 1,080
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010 100
	軽減額			-15,006				-15,242	0
			差引賦課額	131,100			差引賦課額	133,100	2,000
支援分	所得割	850,000	45.0%	2.2967%	19,521	850,000	47.5%	2.8659%	24,360 4,839
	資産割	40,000	6.0%	6.1290%	2451	40,000	3.0%	3.5560%	1,422 -1,029
	均等割	2 人	34.0%	8,365	16,730	2 人	34.5%	9,800	19,600 2,870
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460 995
	軽減額			-4,639				-5,412	0
			差引賦課額	40,500			差引賦課額	47,400	6,900
介護分	所得割	0	45.0%	2.0385%	0	0	47.5%	2.5175%	0 0
	資産割	0	6.0%	7.3152%	0	0	3.0%	4.0060%	0 0
	均等割	1 人	34.0%	8,700	8,700	1 人	34.5%	10,180	10,180 1,480
	平等割	1 世帯	15.0%	4,815	4,815	1 世帯	15.0%	5,505	5,505 690
	軽減額			-2,703				-3,137	-434
			差引賦課額	10,800			差引賦課額	12,500	1,700
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				182,400			賦課額合計	193,000	10,600
									令和5年度 基礎分+支援分 180,500

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ⑧

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で事業所得1,940,000円、固定資産税80,000円の場合 (町の平均的な世帯(所得0・資産0世帯を除いた平均))										
区分	令和4年度				令和5年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額		
基礎分	所得割	1,510,000	45.0%	7,4295%	112,185	1,510,000	47.5%	8,0213%	121,121	8,936
	資産割	80,000	6.0%	19.8620%	15,889	80,000	3.0%	10.0425%	8,034	-7,855
	均等割	2 人	34.0%	27,060	54,120	2 人	34.5%	27,600	55,200	1,080
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100
	軽減額				0				0	0
支援分	差引賦課額				203,100	差引賦課額				2,200
	所得割	1,510,000	45.0%	2.2967%	34,680	1,510,000	47.5%	2.8659%	43,275	8,595
	資産割	80,000	6.0%	6.1290%	4903	80,000	3.0%	3.5560%	2,844	-2,059
	均等割	2 人	34.0%	8,365	16,730	2 人	34.5%	9,800	19,600	2,870
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995
	軽減額				0				0	0
介護分	差引賦課額				62,700	差引賦課額				10,400
	所得割	0	45.0%	2.0385%	0	0	47.5%	2.5175%	0	0
	資産割	0	6.0%	7.3152%	0	0	3.0%	4.0060%	0	0
	均等割	1 人	34.0%	8,700	8,700	1 人	34.5%	10,180	10,180	1,480
	平等割	1 世帯	15.0%	4,815	4,815	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	690
	軽減額				0				0	0
	差引賦課額				13,500	差引賦課額				2,100
	賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				279,300	賦課額合計				14,700
										令和5年度 基礎分+支援分 278,400

國 民 健 康 保 險 稅 額 試 算 表 ⑨

特定世帯の場合:2人世帯で夫76歳(後期高齢者医療制度)、妻73歳で年金収入(夫)2,700,000円(所得1,600,000円)、(妻)700,000円(所得0円)固定資産税(夫名義)100,000円の場合(基礎分・支援分 平等割1/2軽減)										
区分	令和4年度				令和5年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額		
基礎分	所得割	0	45.0%	7,4295%	0	0	47.5%	8,0213%	0	0
	資産割	0	6.0%	19,8620%	0	0	3.0%	10,0425%	0	0
	均等割	1 人	34.0%	27,060	27,060	1 人	34.5%	27,600	27,600	540
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100
	軽減額			-10,455				-10,505		0
支援分					差引賦課額	37,500		差引賦課額	38,100	600
	所得割	0	45.0%	2,2967%	0	0	47.5%	2,8659%	0	0
	資産割	0	6.0%	6,1290%	0	0	3.0%	3,5560%	0	0
	均等割	1 人	34.0%	8,365	8,365	1 人	34.5%	9,800	9,800	1,435
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995
	軽減額			-3,233				-3,730		0
介護分					差引賦課額	11,500		差引賦課額	13,500	2,000
	所得割	0	45.0%	2,0385%	0	0	47.5%	2,5175%	0	0
	資産割	0	6.0%	7,3152%	0	0	3.0%	4,0060%	0	0
	均等割	0 人	34.0%	8,700	0	0 人	34.5%	10,180	0	0
	平等割	0 世帯	15.0%	4,815	0	0 世帯	15.0%	5,505	0	0
	軽減額			0				0		0
				差引賦課額	0			差引賦課額	0	0
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					49,000			賦課額合計	51,600	2,600
										令和5年度 基礎分+支援分 51,600

国 民 健 康 保 险 税 额 試 算 表 ⑩

特定離婚世帯の場合:2人世帯で夫80歳(後期高齢者医療制度)、妻73歳で年金収入(夫)2,700,000円(所得1,800,000円)、(妻)700,000円(所得0円)固定資産税(夫名義)100,000円の場合(基礎分・支援分 平等割1/4軽減)															
区分	令和4年度				令和5年度				比較						
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額							
基礎分	所得割	0	45.0%	7,4295%	0	0	47.5%	8,0213%	0	0					
	資産割	0	6.0%	19.8620%	0	0	3.0%	10.0425%	0	0					
	均等割	1 人	34.0%	27,060	27,060	1 人	34.5%	27,600	27,600	540					
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100					
	軽減額			-5,228					-5,253	0					
				差引賦課額	42,700			差引賦課額	43,300	600					
支援分	所得割	0	45.0%	2.2967%	0	0	47.5%	2.8659%	0	0					
	資産割	0	6.0%	6.1290%	0	0	3.0%	3.5560%	0	0					
	均等割	1 人	34.0%	8,365	8,365	1 人	34.5%	9,800	9,800	1,435					
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995					
	軽減額			-1,616					-1,865	0					
				差引賦課額	13,200			差引賦課額	15,300	2,100					
介護分	所得割	0	45.0%	2.0385%	0	0	47.5%	2.5175%	0	0					
	資産割	0	6.0%	7.3152%	0	0	3.0%	4.0060%	0	0					
	均等割	0 人	34.0%	8,700	0	0 人	34.5%	10,180	0	0					
	平等割	0 世帯	15.0%	4,815	0	0 世帯	15.0%	5,505	0	0					
	軽減額			0					0	0					
				差引賦課額	0			差引賦課額	0	0					
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					55,900			賦課額合計	58,600	2,700					
									令和5年度 基礎分+支援分 58,600						

國民健康保険税額試算表 ⑪

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入3,000,000円(所得2,020,000円)、固定資産税100,000円の場合(非自効的失業:給与所得×30/100)(基礎分・支援分・介護分5割軽減)

区分	令和4年度				令和5年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額		
基礎分	所得割	176,000	45.0%	7.4295%	13,075	176,000	47.5%	8.0213%	14,117	1,042
	資産割	100,000	6.0%	19.8620%	19,862	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	-9,820
	均等割	4 人	34.0%	27,060	108,240	4 人	34.5%	27,600	110,400	2,160
	平等割	1 世帯	15.0%	20,910	20,910	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	100
	軽減額			-64,575				-65,705		0
				差引賦課額	97,500			差引賦課額	89,800	-7,700
支援分	所得割	176,000	45.0%	2.2967%	4,042	176,000	47.5%	2.8659%	5,043	1,001
	資産割	100,000	6.0%	6.1290%	6129	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	-2,573
	均等割	4 人	34.0%	8,385	33,460	4 人	34.5%	9,800	39,200	5,740
	平等割	1 世帯	15.0%	6,465	6,465	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	995
	軽減額			-19,963				-23,330		0
				差引賦課額	30,100			差引賦課額	31,900	1,800
介護分	所得割	176,000	45.0%	2.0385%	3,587	176,000	47.5%	2.5175%	4,430	843
	資産割	100,000	6.0%	7.3152%	7,315	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	-3,309
	均等割	2 人	34.0%	8,700	17,400	2 人	34.5%	10,180	20,360	2,960
	平等割	1 世帯	15.0%	4,815	4,815	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	690
	軽減額			-11,108				-12,933		-1,825
				差引賦課額	22,000			差引賦課額	21,300	-700
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				149,600				賦課額合計	143,000	-6,600
									令和5年度 基礎分+支援分 121,700	

(令和5年第1回定期会議
【議案第61号 参考資料】)

かつらぎ町国民健康保険条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町国民健康保険条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）	○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）	
（省 略）	（省 略）	
		（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）
		第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.0213を乗じて算定する。
2	（略）	（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）
		第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(100円未満の端数があるときは全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に100分の19.862を乗じて算定する。
		（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）
		第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,600円とする。
		（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）
		（国民健康保険税条例- 1 -）

改 正 後	改 正 前
第5条の2 (略)	第5条の2 (略)
<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 21,010円</p> <p>(2) 特定世帯 10,505円</p> <p>(3) 特定継続世帯 15,757円</p>	<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 20,910円</p> <p>(2) 特定世帯 10,455円</p> <p>(3) 特定継続世帯 15,682円</p>

(省)

(省)

(省)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2967を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.556を乗じて算定する。

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>9,800円</u> とする。	第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,365円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)
第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,460円</u> (2) 特定世帯 <u>3,730円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,595円</u>	第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,465円</u> (2) 特定世帯 <u>3,232円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,848円</u>
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.5175</u> を乗じて算定する。	第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.0385</u> を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)	(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)
第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の4.006</u> を乗じて算定する。	第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の7.3152</u> を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>10,180円</u> とする。	第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>8,700円</u> とする。
(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)
第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,505円</u> とする。	第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>4,815円</u> とする。

改 正 後	改 正 前
(省 略)	(省 略)
(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 (略) 2～3 (略)	(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 (略) 2～3 (略)
4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となつた場合には、当該2項世帯者に係る第2項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2項第1項の額を当該2項世帯主となつた者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となつた日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当すること)により2項世帯主となつた場合において、当該2項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。 5～9 (略)	4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となつた場合には、当該2項世帯主となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2項第1項の額を当該2項世帯主となつた者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となつた日(国民健康保険法第6条第1号から第5号までのいずれかに該当すること)により2項世帯主となつた場合において、当該2項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。 5～9 (略)
(省 略)	(省 略)
(国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略)	(国民健康保険税の減額) 第23条 (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 19,320円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる

改 正 後	改 正 前
<p>世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,707円</p> <p>② 特定世帯 7,354円</p> <p>③ 特定継続世帯 11,030円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,860円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,222円</p> <p>② 特定世帯 2,611円</p> <p>③ 特定継続世帯 3,917円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,126円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,854円</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,800円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,637円</p> <p>② 特定世帯 7,319円</p> <p>③ 特定継続世帯 10,978円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,856円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,526円</p> <p>② 特定世帯 2,263円</p> <p>③ 特定継続世帯 3,394円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,090円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,371円</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,530円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改 正 後	改 正 前
① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,505円</u>	① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,455円</u>
② 特定世帯 <u>5,253円</u>	② 特定世帯 <u>5,228円</u>
③ 特定継続世帯 <u>7,879円</u>	③ 特定継続世帯 <u>7,841円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,183円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,730円</u>	① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,233円</u>
② 特定世帯 <u>1,865円</u>	② 特定世帯 <u>1,616円</u>
③ 特定継続世帯 <u>2,798円</u>	③ 特定継続世帯 <u>2,424円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)	オ 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,350円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,753円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,408円</u>
(略)	(略)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)	ア 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,412円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,202円</u>	① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,182円</u>

改 正 後	改 正 前
② 特定世帯 <u>2,101円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,152円</u>	② 特定世帯 <u>2,091円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,137円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,960円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,673円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,492円</u> ② 特定世帯 <u>746円</u> ③ 特定継続世帯 <u>1,119円</u>	① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,293円</u> ② 特定世帯 <u>647円</u> ③ 特定継続世帯 <u>970円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
カ 1人について <u>2,036円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,101円</u>	カ 1人について <u>1,740円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>963円</u>
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,140円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,900円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,040円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,800円</u>	ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,059円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,765円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,824円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,530円</u>
(2) (略)	(2) (略)
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,470円</u>	ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,255円</u>

改 �正 後	改 正 前
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,450円 ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,920円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,900円	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,091円 ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,346円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,183円
(省) 略)	(省) 略)
附 則 1~13 (略)	附 則 1~13 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)
14 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかつたため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が同年2月1日以後に設定されている場合には、同年2月分以後の国民健康保険税とする。)及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であつて、令和5年4月1日以後に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) (略) (2) (略) 15 (略)	14 令和2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかつたため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が同年2月1日以後に設定されている場合には、同年2月分以後の国民健康保険税とする。)の減免については、次の各号のいづれかに該当する世帯に対し、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) (略) (2) (略) 15 (略)

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

企画公室 地方創生係

1. 議案名

議案第62号 ふるさとかつらぎ寄附金条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

新型コロナウイルス感染症拡大による予防対策や住民への生活支援・事業者向けの経済支援事業に充てるため、令和2年6月22日から新型コロナウイルス感染症対策に関する事業として、ふるさとかつらぎ寄附金を募ってきたところです。

3. 趣旨・目的

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行したため、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業を削除するものです。

4. 概要

改正点：第2条に規定する施策の見直し

- (9)新型コロナウイルス感染症対策に関する事業 を削除します。
- (10)ふるさと応援（その他町長が必要と認めた施策） を（9）とします。

(施行日：公布の日)

(令和5年第1回定例会 6月会議)
【議案第62号 参考資料】

ふるさとかつらぎ寄附金条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>○ふるさとかつらぎ寄附金条例(平成20年かつらぎ町条例第29号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(施策の区分)</p> <p>第2条 前条に規定する施策は次のとおりとする。</p> <p>(1) 環境保全 (2) 健康・福祉の増進 (3) スポーツ及び文化活動の推進 (4) 過疎・辺地地域の振興 (5) 教育の振興 (6) 農林業・商工業・観光事業の振興 (7) 文化財の保護及び保全 (8) 防災・災害対策の推進 (9) ふるさと応援(その他の町長が必要と認めた施策)</p>	<p>○ふるさとかつらぎ寄附金条例(平成20年かつらぎ町条例第29号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(施策の区分)</p> <p>第2条 前条に規定する施策は次のとおりとする。</p> <p>(1) 環境保全 (2) 健康・福祉の増進 (3) スポーツ及び文化活動の推進 (4) 過疎・辺地地域の振興 (5) 教育の振興 (6) 農林業・商工業・観光事業の振興 (7) 文化財の保護及び保全 (8) 防災・災害対策の推進 (9) 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業 (10) ふるさと応援(その他の町長が必要と認めた施策)</p>

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

企画公室 秘書広報係

1. 議案名

議案第63号 かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例を廃止する条例制定について

2. 背景・経過

新型コロナウイルス感染症拡大による予防対策や住民への生活支援・事業者向けの経済支援事業に充てるため、令和2年6月22日から新型コロナウイルス感染症対策に関する事業として、かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金を設置しました。

3. 趋旨・目的

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したため、新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金を廃止するものです。

4. 概要

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行したことを受け、この基金を廃止します。

(施行日：公布の日)

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

健康推進課 介護保険係

1. 議案名

議案第64号 かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免措置を実施した場合には、納期限が令和5年3月31日までの分について国費による財政支援が行われていましたが、令和4年度以前の保険料で納期限が令和5年4月以後のものについても財政支援が行われます。

3. 趣旨・目的

令和4年度以前の保険料で、令和5年4月以後に納期限が定められているものを減免対象に加えるため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

令和4年度以前の介護保険料であって、納期限が令和5年4月以後に設定されたものについては、現在の規定では減免対象とならないため、附則第10条に「令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以後に納期限が定められているもの」を加えます。

(施行期日：公布の日)

(適用期日：令和5年4月1日)

かつらぎ町介護保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>○かつらぎ町介護保険条例（平成12年かつらぎ町条例第17号）</p> <p>（本 則 省 略）</p> <p>附 則 第1条～第9条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第10条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われたため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められたものとし、同日以後に納期限が定められているものは、次の各号のいづれかに該当する者には、第19条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>○かつらぎ町介護保険条例（平成12年かつらぎ町条例第17号）</p> <p>（本 則 省 略）</p> <p>附 則 第1条～第9条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第10条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われたため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められたものとし、同日以後に納期限が定められているものは、次の各号のいづれかに該当する者には、第19条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

花園地域振興課 地域振興係

1. 議案名

議案第65号 はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

はなぞの温泉「花園の里」は、旧はなぞのふるさとセンター跡地に建設され、平成28年7月に指定管理者制度において営業を開始し、令和2年4月の指定管理者変更を経て、現在に至っています。

同施設の指定管理については、利用料金制を導入しており、料金の改定を行う際には、条例の定めるところにより指定管理者が定めることとされています。

昨今、燃料価格及び原材料価格の高騰により支出が増加しているため、現在の使用料では健全な営業を継続していくのが困難な状況となっています。

3. 趣旨・目的

当該施設の健全な営業を行っていくため、使用料の改定を行います。また、今回の改正に伴い、条例内容の見直しを行います。

4. 概要

【使用料の改正】

- ・燃料価格の高騰に伴い、宿泊施設使用料の改定を行います。
- ・消費税を含まない使用料とし、消費税の取り扱いについては、別途記載します。

(施行期日：令和5年7月1日)

はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例 (平成21年かつらぎ町条例第15号)	○はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例 (平成21年かつらぎ町条例第15号)
(省) (業務) 第3条 花園の里は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。 (1) 花園の里の管理運営業務 (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するため必要な業務	(省) (業務) 第3条 花園の里は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。 (1) 花園の里の管理運営業務 (2) 前1号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するため必要な業務
(省) (許可の取消し等) 第7条 町長は、第5条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ぜることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げる場合のほか、花園の里の管理上特に必要がある	(省) (許可の取消し等) 第7条 町長は、第5条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ぜることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前4号に掲げる場合のほか、花園の里の管理上特に必要がある

改 正 後	改 正 前
と認められるとき。	認められるとき。
(指定管理者による管理)	
第12条 花園の里の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。	(指定管理者による管理) 第12条 花園の里の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定により、花園の里の管理を指定管理者に行わせる場合は、 <u>前条の規定にかかわらず</u> 、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、花園の里の休業日を定めることができる。	3 第1項の規定により、花園の里の管理を指定管理者に行わせる場合は、 <u>第11条の規定にかかわらず</u> 、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、花園の里の休業日を定めることができる。
4・5 (略)	4・5 (略)
(省 略)	(省 略)
(利用料金制)	
第14条 第8条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により、花園の里の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者より納付された利用料を法第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として收受させるものとする。	(利用料金制) 第14条 第8条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により、花園の里の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者より納付された利用料を法第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
2 前項の規定により指定管理者の収入として收受される利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ町長の承	2 町長は、前条の規定により当該指定管理者の収入として收受さるものとす

はなどの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例-2-

改 正 後		改 正 前					
認を得て定めるものとし、これを変更しようとする場合も同様とする。		る。					
3 指定管理者は、利用料金の一部を予約金として徴収することができる。		3 利用料金の額は、第8条の規定にかかるわらず、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める額とする。					
4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、花園の里において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。		4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、花園の里において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。					
5 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。		5 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。					
(省)	(省)	(省)	(省)				
別表(第8条関係) はなぞの温泉「花園の里」使用料(消費税含む。)		別表(第8条関係) はなぞの温泉「花園の里」使用料(消費税含む。)					
1. 宿泊使用料		1. 宿泊使用料					
室タイプ	大人 (中学生以上)	小人 (小学生)	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)	朝食	夕食	計
Aタイプ	6,500円	5,000円	5,000円	無料	1,080円	4,320円	10,800円
Bタイプ ベランダ付	7,500円	6,000円	5,000円	無料	4,320円	3,240円	8,640円
Cタイプ 置小スペース付	8,500円	7,000円	5,000円	無料	4,320円	実費	4,320円+実費
Dタイプ 置大スペース付	9,500円	8,000円	5,000円	無料	4,320円	実費	4,320円+実費
ア 幼児(3歳未満)は添い寝を原則とする。ただし、寝具使用の場合	ア 幼児(3歳未満)は添い寝を原則とする。ただし、寝具使用の場合	はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例-3-					

改 正 後	改 正 前																																			
<p>は幼児(3歳以上)料金とする。</p> <p>イ 宿泊時間を超過したときは、休憩使用料に切り替える。</p> <p>ウ 国民の祝日に開する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額に2,000円を加算する。</p> <p>エ ただし、幼稚園については、この限りでない。</p> <p>オ 1人で利用の場合は、2,000円を加算する。</p> <p>カ この表に掲げる金額には、食事代は含まない。</p> <p>2 休憩使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>2時間当たりの利用料金</th> <th>超過1時間ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一部屋</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>5時間当たりの利用料金</th> <th>超過1時間ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大広間</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 入浴料(宿泊・休憩・室使用者以外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大人(中学生以上)</th> <th>小人(小学生)</th> <th>幼児(小学生未満)</th> <th>無料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800円</td> <td>500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 町民が利用する場合は、上記金額にかかわらず300円とする。ただし、幼児(小学生未満)は無料とする。</p>	施設区分	2時間当たりの利用料金	超過1時間ごと	一部屋	2,000円	1,000円	施設区分	5時間当たりの利用料金	超過1時間ごと	大広間	4,000円	1,000円	大人(中学生以上)	小人(小学生)	幼児(小学生未満)	無料	800円	500円			<p>イ 宿泊時間を超過したときは、休憩使用料に切り替える。</p> <p>イ 宿泊時間を超過したときは、休憩使用料に切り替える。</p> <p>ウ 国民の祝日に開する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額に2,000円を加算する。</p> <p>エ 1人で利用の場合は、2,000円を加算する。</p> <p>カ この表に掲げる金額には、食事代は含まない。</p> <p>2 休憩使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>2時間当たりの利用料金</th> <th>超過1時間ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一部屋</td> <td>2,160円</td> <td>1,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>5時間当たりの利用料金</th> <th>超過1時間ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大広間</td> <td>4,320円</td> <td>1,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 その他使用料(宿泊・休憩・室使用者以外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 入浴料</th> <th>大人 800円(中学生以上)</th> <th>大人 500円(3歳未満無料)</th> </tr> </thead> </table>	施設区分	2時間当たりの利用料金	超過1時間ごと	一部屋	2,160円	1,080円	施設区分	5時間当たりの利用料金	超過1時間ごと	大広間	4,320円	1,080円	ア 入浴料	大人 800円(中学生以上)	大人 500円(3歳未満無料)
施設区分	2時間当たりの利用料金	超過1時間ごと																																		
一部屋	2,000円	1,000円																																		
施設区分	5時間当たりの利用料金	超過1時間ごと																																		
大広間	4,000円	1,000円																																		
大人(中学生以上)	小人(小学生)	幼児(小学生未満)	無料																																	
800円	500円																																			
施設区分	2時間当たりの利用料金	超過1時間ごと																																		
一部屋	2,160円	1,080円																																		
施設区分	5時間当たりの利用料金	超過1時間ごと																																		
大広間	4,320円	1,080円																																		
ア 入浴料	大人 800円(中学生以上)	大人 500円(3歳未満無料)																																		

備考 はなぞの温泉「花園の里」使用料の額は、それぞれ上記により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

管財情報課 住宅係

1. 議案名

議案第66号 かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

新町団地の1棟について、住宅の除却を行うため、「かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例」の改正を行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

今回の改正は、新町団地の1棟について、経年経過による倒壊等の危険や敷地内に生えている樹木が近隣住民へ被害を及ぼす恐れがあるため除却を行います。

それに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

除却する住宅の内容

○新町団地

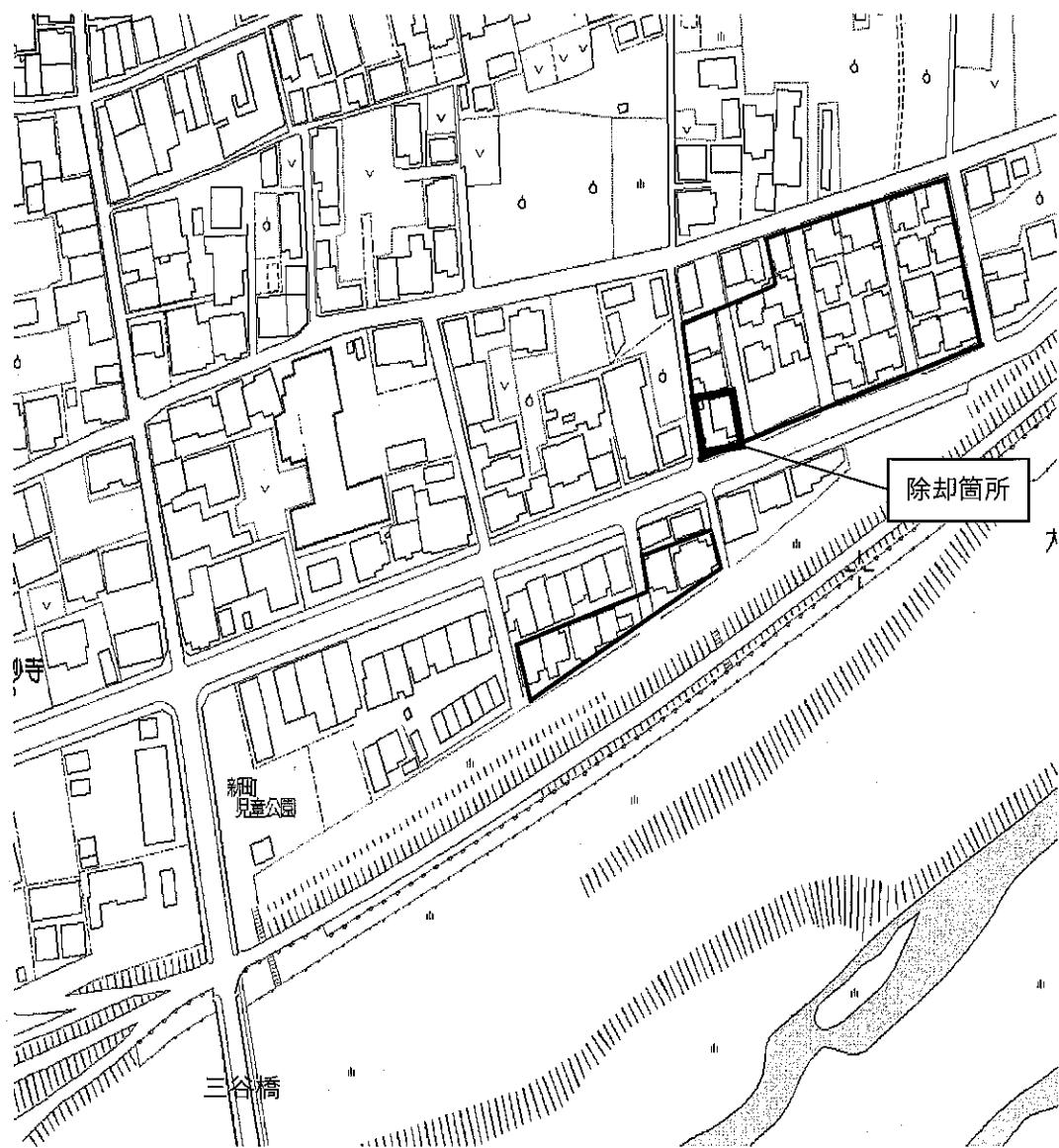
昭和32年度建設（木造平屋）1棟 24号

(施行期日：公布の日)

(令和5年第1回定例会6月会議)

【議案第66号 参考資料】

新町団地配置図



(令和5年第1回定期会議
【議案第66号 参考資料】

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前																															
○かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第36号)		○かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第36号)																															
(省) 略)		(省) 略)																															
別表 (第3条関係)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>構造</th><th>戸数</th><th>設置場所</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町</td><td>木造平屋</td><td>14</td><td>妙寺399番地</td><td>昭和30年度</td></tr> <tr> <td>"</td><td>"</td><td>15"</td><td>"</td><td>昭和32年度</td></tr> <tr> <td>妙寺</td><td>木造平屋</td><td>20</td><td>丁ノ町817番地</td><td>昭和36年度</td></tr> <tr> <td>"</td><td>簡耐平屋</td><td>9"</td><td>"</td><td>昭和37年度</td></tr> <tr> <td>"</td><td>木造平屋</td><td>28"</td><td>"</td><td>"</td></tr> </tbody> </table>				団地名	構造	戸数	設置場所	備考	新町	木造平屋	14	妙寺399番地	昭和30年度	"	"	15"	"	昭和32年度	妙寺	木造平屋	20	丁ノ町817番地	昭和36年度	"	簡耐平屋	9"	"	昭和37年度	"	木造平屋	28"	"	"
団地名	構造	戸数	設置場所	備考																													
新町	木造平屋	14	妙寺399番地	昭和30年度																													
"	"	15"	"	昭和32年度																													
妙寺	木造平屋	20	丁ノ町817番地	昭和36年度																													
"	簡耐平屋	9"	"	昭和37年度																													
"	木造平屋	28"	"	"																													
(省) 略)																																	

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例

議案参考資料

(令和5年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

健康推進課 長寿社会係

1. 議案名

議案第67号 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について

2. 背景・経過

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合が設置・運営する国城寮については、建築後約50年が経過し老朽化が進み、また、建築基準法に基づく新耐震基準による設計でないため耐震性の課題もあり、現状分析、将来需要推計等を協議し建て替えによる建工事が行われており、令和5年度に工事完了予定となっています。

3. 趣旨・目的

施設の新築移転に伴い、組合事務所の位置を変更する必要が生じたため、また規約の整備を行うため所要の変更を行おうとするものです。

4. 概要

主な変更内容は、次のとおりです。

・共同処理する事務の変更（第3条関係）

令和3年度に指定居宅介護支援事業を廃止したため、当該事業を削除します。

・組合事務所の位置の変更（第4条関係）

施設の新築移転に伴い、組合事務所の位置を「橋本市隅田町河瀬907番地」から「伊都郡九度山町大字九度山1265番地1」に変更します。

・組合議会の議長及び副議長に関する規定を新設（第6条の2関係）

地方自治法に基づく「議長及び副議長」に関する規定を明文化するため整備します。

・共同処理する事務の根拠法令の整備（第10条関係）

各事業における配置基準の根拠法令をそれぞれ明文化するため整備します。

・監査委員について整備（第11条関係）

監査委員について地方自治法と同様の規定に整備します。

・経費の支弁方法の整備（第12条関係）

施設の建替又は大規模改修のための積立金等に要する分担金の割合に係る規定を整備します。

（施行期日：和歌山県知事の許可のあった日。ただし、改正後の第4条の規定は、新施設において共同処理する事務の開始日）

(令和5年第1回定期会議
【議案第67号 参考資料】

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>○伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約 (平成元年伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約第1号)</p> <p>(省) 略)</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、橋本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。</p> <p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく老人福祉施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護老人福祉施設におけるサービス事業、指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業に関する事務</p> <p>（組合事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、伊都郡九度山町大字九度山1265番地1に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>第5条及び第6条 (略) (議長及び副議長)</p>	<p>○伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約 (平成元年伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約第1号)</p> <p>(省) 略)</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、橋本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。</p> <p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定により、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) 老人福祉施設の設置並びに管理運営に関する事務</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護老人福祉施設におけるサービス事業・指定居宅介護支援事業・指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業に関する事務</p> <p>（組合事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、橋本市鴨田町河瀬907番地に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
第6条の2 組合の議会に議長及び副議長各1名を置く。 2 議長及び副議長は、組合議員の中から組合の議会において選舉する。 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。	(新設)
第3章 組合の執行機関 第7条～第9条 (略) (職員)	第3章 組合の執行機関 第7条～第9条 (略) (職員)
第10条 組合に養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)に規定する職員を置く。	第10条 組合に老人福祉施設最低基準(昭和41年厚生省令第19号)に規定する職員を置く。
2 (略) (監査委員)	2 (略) (監査委員)
第11条 組合に監査委員2人を置く。	第11条 組合に監査委員2人を置く。
2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、普方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員から各1人を選任する。	2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、普方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員の中から各1人を選任する。
3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者には4年とし、組合議員の中から選任される者には組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行ふことを妨げない。	3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者には4年とし、組合議員の中から選任される者には組合議員の任期による。
第4章 組合の経費の支弁方法 第12条 組合の経費は、関係市町の分担金、老人保護措置費及び介護報	第4章 組合の経費の支弁方法 第12条 組合の経費は、関係市町の分担金、老人保護措置費及び介護報

改 正 後	改 正 前
<p>酬、寄附金、その他の収入をもつてこれに充てる。</p> <p>2 前項の分担金は、事務費分担金については、人口割3分の1、基準財政需要額割3分の1及び人所者数割3分の1の割合をもつて、その他の分担金については、人口割2分の1及び基準財政需要額割2分の1の割合をもつて関係市町に分賦する。</p> <p>(省) 略)</p>	<p>酬、寄附金、その他の収入をもつてこれに充てる。</p> <p>2 前項の分担金は、人口割1／3、基準財政需要額割1／3、入寮者数割1／3の割合をもつて関係市町に分賦する。</p> <p>(省) 略)</p>

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置 国土交通省

- ・ 送迎用バスへの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- ・ 降車時確認式、自動検認式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報	車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると警報が停止	確認が一定時間行われない場合、更に、車外向けに警報
自動検認式の装置		

エンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内の検知を開始	置き去りにされたこどもを検知すると、車外向けに警報
-------------------------------	---------------------------

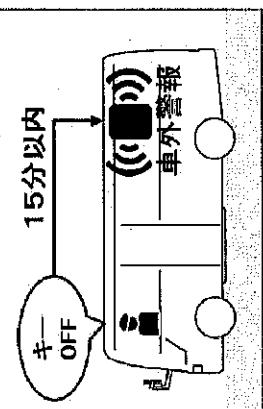
ガイドラインにおいて規定された主な要件



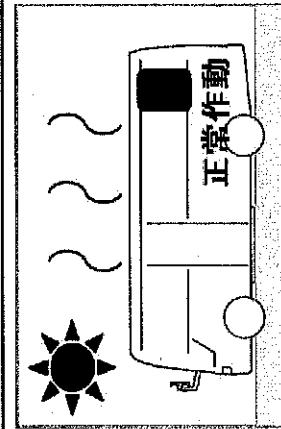
国土交通省

①運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行ふとともに、15分以内に車外への警報を発すること

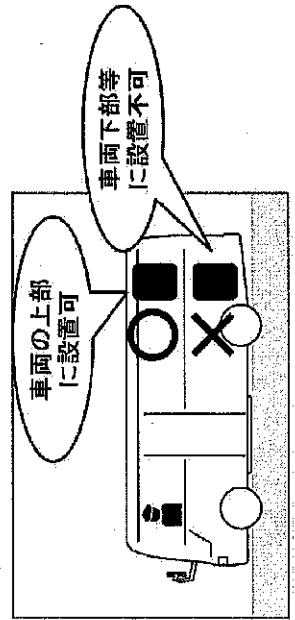
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



③十分な耐久性を有すること
例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



②こども等がいたずらできない位置に警報装置を設置すること



④装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。

